



地域見守り情報



発行
深川地域消費者センター
深川市3条18番36号
働く婦人の家内

深川地域消費者センター（深川市・妹背牛町・秩父別町・北竜町・沼田町）

気をつけて！不安を煽る「分電盤の点検商法」

「点検商法」とは、突然の訪問で無料点検を持ち掛け、言葉巧みに「このままでは家が傾く」などと不安にさせ、必要のない契約を強引に迫るという手口です。点検を持ち掛ける突然の電話や訪問は、点検を装った詐欺や犯罪の可能性もあります。きっぱりと断りましょう。

「交換しないと漏電して火事に！」と脅され…必要のない交換工事を契約💧

「床下にカビが生えている！」と脅され契約…30年経っても勧誘が続く💧

【相談事例①】（80歳代 女性）

自宅に「分電盤を点検したいので訪問する」と電話があり、承諾した。事業者が来訪し、点検後「これは古いので、すぐに交換しないと漏電して火事になる」と言われた。火事になったら困ると思い交換工事の契約を結び、15万円の前金を支払ったが、解約し返金してもらいたい。



【相談事例②】（91歳代 女性）

30年ほど前、床下を点検後「カビが生えている」と言われ、換気扇の設置と薬剤散布工事を40万円で契約し、2日後に工事が完了した。しかし、息子に反対され、クーリング・オフ期間中であつたため解約した。最近になり、その事業者から「以前の工事点検のため訪問したい」と電話があり「解約している」と伝えたが、長年続く勧誘を止めたい。

【相談処理】事例①は、クーリング・オフ期間中のため事業者に解約通知を送付し、無条件解除となり、15万円が返金されました。事例①②について、当センターより事業者に不当な販売方法を指摘し、業務改善を申し入れました。

【点検商法の問題点】

- ① 分電盤を含む家庭用の電気設備は、4年に1回の法定点検が義務付けられています。書面通知の上、調査員証を携帯した調査員が訪問します。
- ② 勧誘する前に、事業者氏名（名称）、勧誘目的、対象となる物品の種類を消費者に告げることが義務付けられています。
- ③ 契約してしまった場合、訪問販売に該当する場合には、契約書面を受け取った日から8日以内はクーリング・オフができます。点検が口実の来訪には、ドアを開けずにきっぱり断りましょう。



深川地域消費者センター ☎0164-26-2210

相談受付時間 午前10時～午後4時（土・日・祝日・年末年始を除く）

悪質な「訪問購入」のトラブルが多発！ 衣類の買取りを依頼したはずが・・貴金属を買取られた！

金価格高騰に伴いアクセサリーや貴金属の資産価値が高騰しているなか、購入業者が自宅を訪問して物品を買取る、いわゆる「訪問購入」に関する相談が、当センターに複数寄せられています。訪問購入については、特定商取引法に基づいてルールが定められていますが、ルールを守らない購入業者によるトラブルが目立っています。



「なんでも買取る！」「査定だけでも」と勧誘するが・・・目的は「貴金属」！

【相談事例①】（60歳代 女性）

「寄付のために不用品を買取っている」と電話があり、靴や服を用意した。翌日、購入業者が来訪し、用意したものは全て買取ってもらった。その後「貴金属はないか」と言われ「ない」と何度も断ったが「査定だけでもさせてほしい」と言われ、何点か貴金属を見せた。すると「1万円で買取る」と言われ断るが、長時間居座られ、強引に買取られた。1万円は安いので取り戻したい。



【相談事例②】（81歳代 女性）

「不用品はないか。なんでも買取る」と電話があり、古い洋服の買取りを依頼した。すると、若い男性が来訪し、洋服を2000円で買取ってもらった。その後「貴金属はないか」と強く言われ恐ろしくなり、ネックレスを数点見せた。「古銭も買取りできる」と言われ、探しに行っている間に購入業者は帰っていた。すると、ネックレスの鎖が細い鎖にすり替えられていた。書面も渡されず業者名や販売員名、連絡先も何も聞いていない。

【相談処理】事例①は、クーリング・オフ期間中のため簡易ハガキにて解約の申し入れをするよう助言し、当所より購入業者に架電し、不当な販売方法（販売目的隠匿行為・再勧誘の禁止行為等）について業務改善を申し入れました。

事例②は、購入業者を特定できず当所では解決困難なため警察に相談するよう案内しました。

【訪問購入のルール】

「訪問購入」とは、購入業者が営業所以外の場所で、消費者から物品を購入することです。

①事前の訪問確認もなく、突然の訪問で買取りの勧誘を行うことは禁止されています。（事前に訪問の承諾を得る必要がある）

②勧誘する前に、事業者氏名（名称）、勧誘目的、対象となる物品の種類を消費者に告げなければならない。

③訪問時、あらかじめ承諾を得ていない物品の買取りは禁止されています。

④消費者から契約の申し込みを受けた段階で、法定事項を記載した書面を交付しなければならない。契約日を含め8日以内はクーリング・オフができます。



「消費者被害防止出前講座」好評です！

悪質商法・特殊詐欺の手口は日々変化しています。当センターの消費生活相談員が、寄せられた事例をもとに、対処法の説明や地域の見守りなどを行う「出前講座」を開催しています。

グループ・団体で、お申し込みください。